

令和4年第5回

美里町農業委員会総会議事録

第5回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和4年5月25日(水) 午後1時30分から午後2時50分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(14名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	6番	後藤 幸太郎	7番	小野 保裕
8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子	10番	遊佐 恭一
12番	久道 雄悦	13番	尾形 司	14番	古内 世紀
15番	邊見 勝寿	16番	伊藤 恵子		

欠席委員(1名)

11番 澁谷 正行

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 使用貸借権の合意解約による通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
4. 利用権設定の合意解約による通知について
5. 非農地証明願について
6. 令和3年度美里町農業委員会事業報告について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第5号議案 令和4年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	<p>それでは、時間になりましたので、ただいまより令和4年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、これより令和4年第5回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>11番澁谷正行委員が欠席しておりますので、本日の出席委員は14名であります。</p> <p>農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。12番久道雄悦委員、13番尾形 司委員にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、農家相談日について、5月13日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。</p>
古内世紀委員	<p>農家相談について報告いたします。</p> <p>5月13日、担当は邊見勝寿委員、渡邊委員、そして古内の3名で行いました。</p> <p>相談者は1名ありました。●●●の●●●さんという方です。内容ですが、●●●●●の農地2筆、計674平米を●●●の●●●●●さんに貸しているが、今回の圃場整備を機に売却したいので、誰か買える人を紹介してくださいというものでした。対応ですが、今耕作している●●●●●さんに購入の意思の有無をまず確認し、その意思がなければ他の人にあたることにしたいといたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>続きまして、報告事項2番、使用貸借権の合意解約による通知について、報告事項3番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(報告事項2、報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明を行った)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局より一括で説明していただきましたが、不明な</p>

点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項5番、非農地証明願について事務局より報告をお願いいたします。

また、5月13日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり報告を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

古内世紀委員

農地調査委員会は、今月は久道委員と委員長である私古内の2名が担当し、伊藤会長、邊見会長職務代理者、事務局から高橋局長の計5名により、5月13日に現地調査を行いました。

番号3については、●●●字●●●に位置しております。地目は畑ですが、長年居住用建物の敷地、いわゆる庭として使用してきたものです。現在も同様に非農地の状態であることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項6番、令和3年度美里町農業委員会事業報告について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

(報告事項6について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

渡邊委員

4番のその他総会審議事項の(2)の農業委員会事業計画(案)については、(案)は不要ではないでしょうか。審議して設定した訳なので、この(案)は削除すべきだと思ったんですが、いかがですか。

議長

では、削除します。削除してください。

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、ないようですので、続きまして議事に入ります。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について
を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の
規定による許可申請の許可について審議いたします。質疑ありませ
んか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について
賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。第1号議案、農地法第3条の規定による許
可申請の許可については原案どおり許可といたします。

議長 休憩いたします。(14:11)

議長 再開いたします。(14:14)

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを
議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第2号議案、議案番号132番から151番について議案書に
記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積
計画書審議について、番号135番と139番を除く18件につい
て審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは、質疑なしと認め、採決をいたします。
第2号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手
を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 続きまして、番号135番について審議いたしますが、農業委員

会等に関する法律第31条により、1番佐々木幸一郎委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(14:31)

議長 再開いたします。(14:31)

議長 休憩前に引き続き、番号135番について審議をいたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
番号135番について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(14:32)

議長 再開いたします。(14:32)

議長 続きまして、番号139番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、16番、私、伊藤が退席し、暫時の間、邊見職務代理者に議長を交代します。

議長 休憩いたします。(14:33)

職務代理者 再開いたします。(14:33)

職務代理者 番号139番につきまして、何か質疑はございませんか。

(なしの声あり)

職務代理者 質疑ないので、採決を取りたいと思います。
それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手を確認)

職務代理者 全員賛成ということで承認いたします。

職務代理者 休憩いたします。(14:34)

議長 再開いたします。(14:34)

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、20議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 (第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
事務局の説明の説明が終了しましたので、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について審議をいたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を送付いたします。

議長 続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。
また、5月13日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
はじめに、事務局より説明願います。

事務局 (第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございます。
引き続き農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

古内世紀委員 ご報告させていただきます。
第4号議案についてですが、番号8については●●●字●●●●に位置しており、転用目的は居宅建築です。
周辺に10ヘクタール以上の農地が広がっており、申請地はその一角にありますので、農地区分は第1種農地となります。
住宅建築は、許可方針にある不許可の例外に該当するため、転用可能でありますとともに、農地以外の土地が見当たらなかったことからやむを得ず許可相当と見てきました。
以上であります。

議長 ご苦労さまでした。
事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。
第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に通達をいたします。

議長

続きまして、第5号議案、令和4年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局

(第5号議案について説明を行った)

議長

ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、ただいまより第5号議案、令和4年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について審議いたします。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。
第5号議案、令和4年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。
第5号議案、令和4年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定については、原案どおり承認されました。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第5回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員
議席12番

署名委員
議席13番